

須江地区火力発電所に 係る要望書

須江地区の環境を守る住民の会
保護者の会

作成：保護者の会 代表 我妻久美子

要 望

**私たち須江地区住民一同は、
2022年2月着工予定の
『須江地区火力発電所』の建設計画に
強く反対の意思を表明します。**

**建設計画における複数の問題点を
次ページより提示いたします。
石巻市として、住民の声に耳を傾け、
経産省に丸投げすることなく、ご判断を
お願いいたします。**

事業計画の概要

| 項目 | 内容 |
|-------------|---------------------------------------|
| 事業の名称 | G-Bio 石巻須江発電事業 |
| 事業の種類 | 火力発電所設置事業 (宮城県環境影響評価条例第一種事業) |
| 位置 | 宮城県石巻市須江字瓦山 地内 |
| 面積 | 約81,000㎡ (内、発電事業で改変する面積は約50,000㎡) |
| 原動力の種類 | 内燃力及び汽力のコンバインドサイクル発電 |
| 出力 | 102,750kW (内燃力979,000kW+汽力4,850kW) |
| 工事着工・運転開始時期 | 着工2022年2月頃(予定) 運転2025年8月(予定) |
| 燃料使用量/日 年 | 約500トン/日 約180,000トン/年(20年間の平均値) |
| 輸入先 | アフリカ |
| 荷揚港 | 石巻港(国内の輸入港から内航船で運搬) |
| 月間使用量 | 約15,000トン/月 |
| 燃料輸送量 | 約700トン/日(月～金) |
| トレーラー | 約33台/日 |

事業計画策定ガイドラインから逸脱した状況です

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

本章では、再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、遵守すべき事項及び推奨される事項について、事業段階ごとに整理する。

第1節 企画立案

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を設置するに当たり、関係法令及び条例を遵守することは、地域と共生する上での前提である。しかしながら、関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もある。このため、再生可能エネルギー発電事業者においては、事業実施予定の地域の個別の状況を踏まえた上で事業を進めることが求められる。

また、事業の実施について、自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。

上記の点を踏まえ、本節では、発電設備を設置する土地及びその周辺環境の調査・整備を行う事業の企画立案段階における遵守事項等を示す。

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと。また、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めること。

事業者は住民とコミュニケーションを一切とっていない。
それどころか、地権者には「一基だけで、臭いも騒音も何もない施設」と説明している。
しかし、実際には10基もある。

- ①初期段階で住民が知ることは一切なく、周知し始めたのは、準備書が出来上がる二か月前。未だに建設することを知らない住民もいる。
- ②住民説明会というのは名ばかりで、開催告知をほぼせずに（新聞の小さな告知のみ）開催し、参加住民数名という住民説明会を行っていました。戸別訪問は一切ありません。事業について理解を得ようとしているという姿勢はひとつもなく、住民は憤慨しています。今後も理解を得ることはできません。

に運転を開始することが望ましい。

2. 地域との関係構築

- ① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- ② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。

【解説】

バイオマス発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある。地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態も存在する。

これらを未然に防ぎ、バイオマス発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階からバイオマス発電事業者からの一方的な

土地の取得前の説明は地権者に「1基のみ。臭いも騒音も振動もない、静かな施設」という説明があり、それを信じていた地権者は「騙された」と言っている。「お金を返すから土地を返してくれ」という地権者の声が多数。環境アセスメント手続における説明会や環境影響評価図書に対する意見聴取についても当然ながら一切ない。

説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。

②について、配慮すべき地域住民の範囲、説明会の開催の可否などの具体的なコミュニケーションの方法については、土地の取得前などの計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討することが有益である。また、地域住民に対して、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためには説明会の開催が効果的である。特に大規模発電設備を設置する場合、土地の開発を伴う場合、付近に住宅がある場合、近隣住民の生活環境への影響が過大になる場合には、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められる。

また、法律や条例等に基づく環境アセスメント手続において、説明会や環境影響評価図書に対する意見聴取等が定められており、これらを適切に実施することも、地域住民の理解の促進に資する。

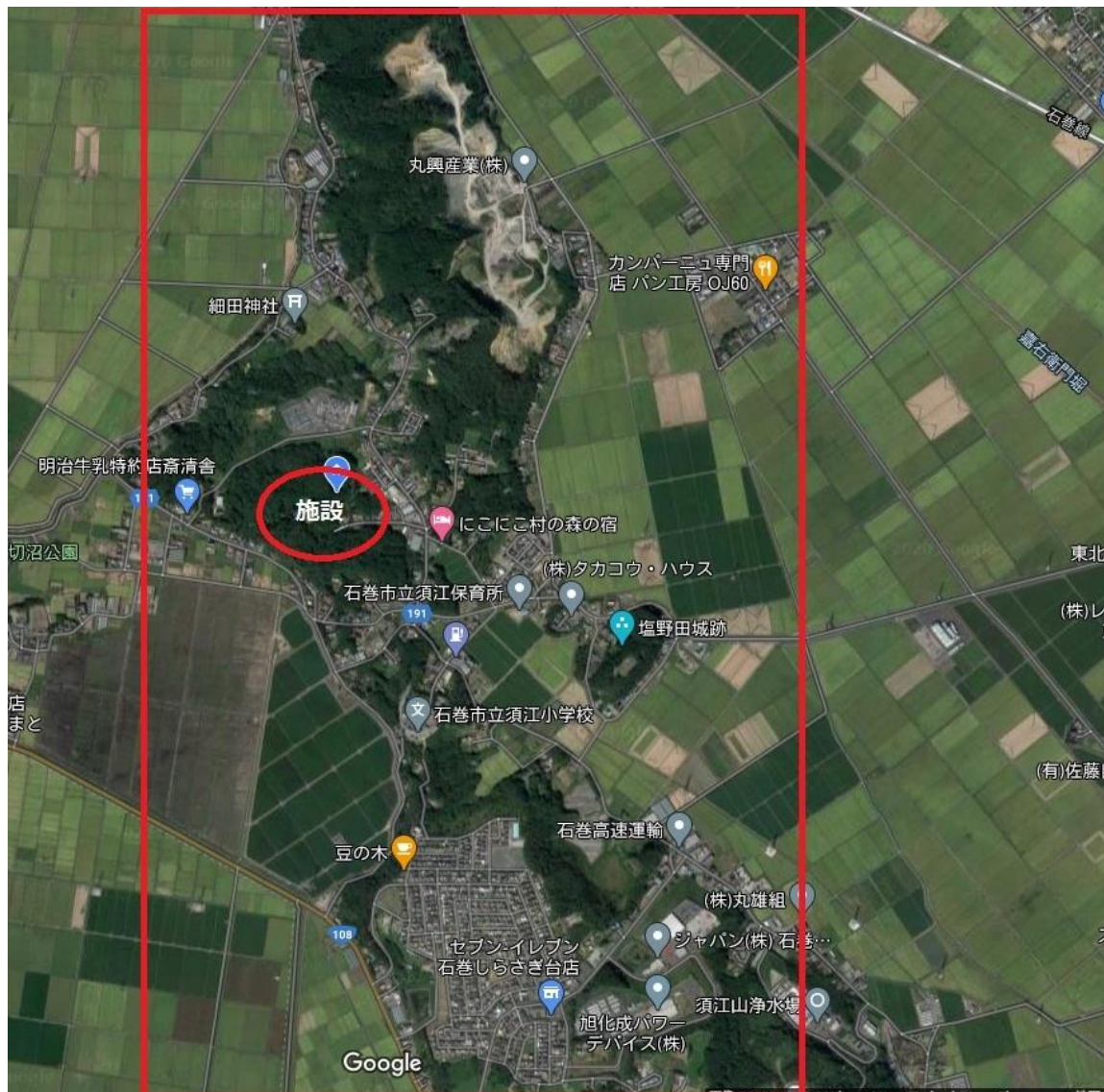
また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー 電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）では、市町村の基本計画に則り、地域住民との合意形成の下、地域への利益の還元を伴う事業を行うことで、一部の関係法令の手続の円滑化が図られる仕組みとなっており、地域住民の理解促進の参考にされたい。

3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

- ① 安定的にバイオマス発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること。また、使用する燃料については、遺伝子組換えや輸入植物検疫に関して、関係法令を遵守すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ、第 14 号〕
- ② 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 当該計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするように努めること。他の事業との競合可能性が高い種類のバイオマスの利用を計画している場合、当該種類

問題点1

住宅地のほぼ中心に位置し、地区全土に影響が及ぶ



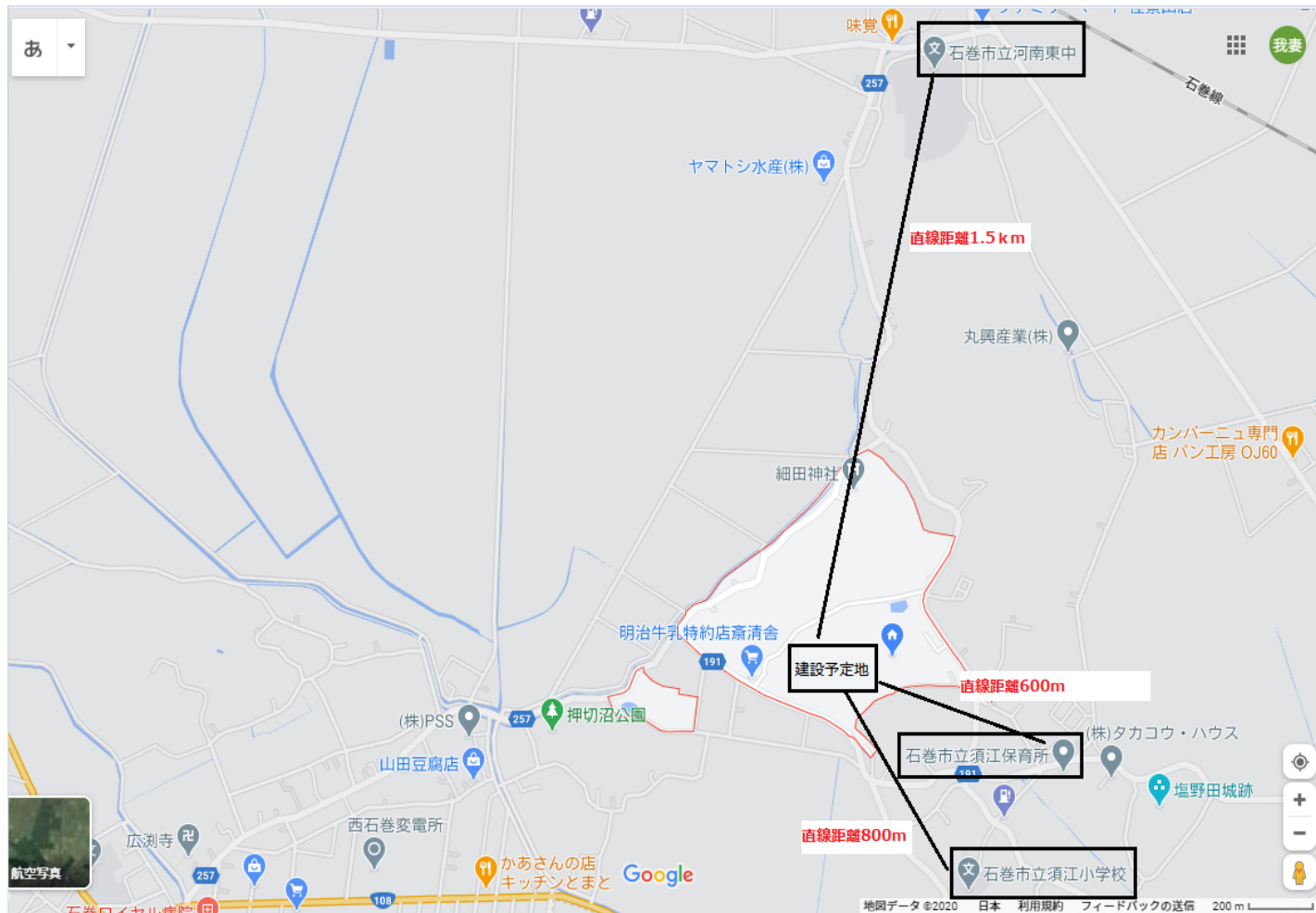
敷地面積約81,000㎡
(内、発電事業で改変する面積は約50,000㎡)
※東京ドーム2個分の敷地面積

問題点2

小学校、中学校、保育所のすぐそばである

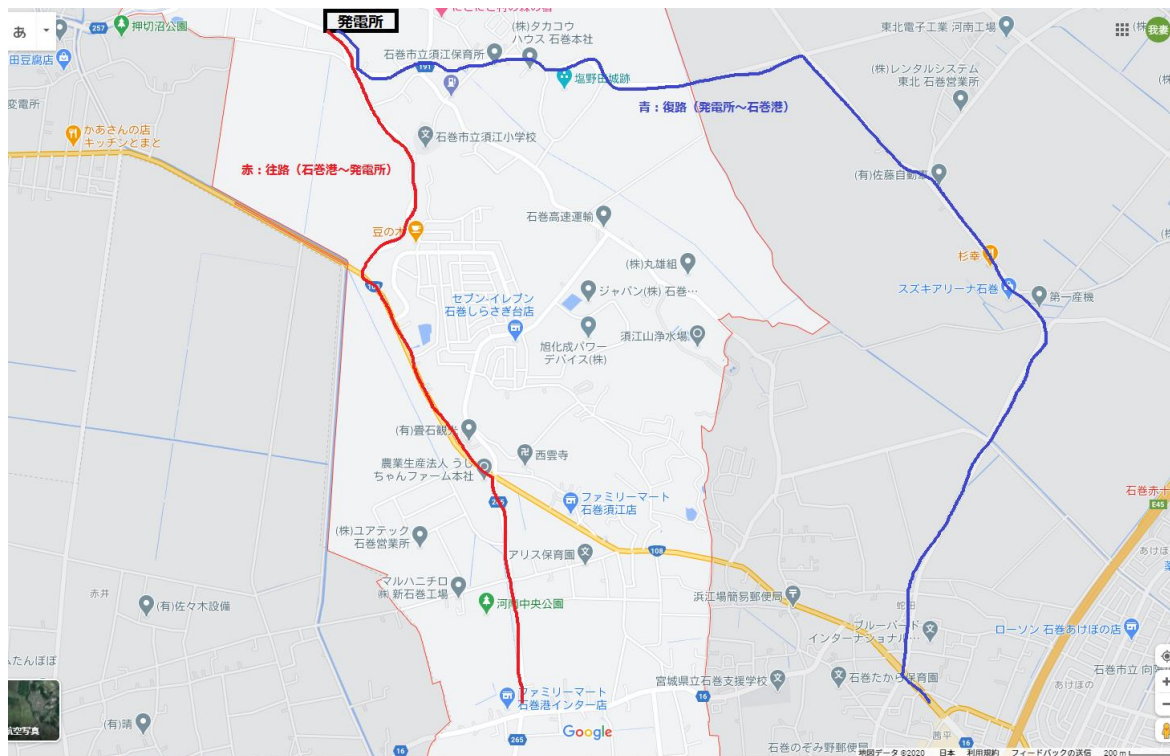
建設予定地の近隣に小学校、中学校、保育所があります。

直線距離600m、800mの須江保育所、須江小学校は社会科や生活科その他活動において、グラウンド活動や近隣での校外活動もさかんに行われており、大気汚染や臭いは子ども達に重大な影響を及ぼします。



問題点3

小・中学校の通学路を燃料運搬トレーラーが一日に33台も通る



想定される21 t ISOタンクトレーラー
全長14m、車幅2.4m
燃料輸送量/日 約700トン
トレーラー/日 約33台



須江地区は小中学校が近く、どの道路も狭く、通学路になっています。また、採石場もあり常に工事車両が通っています。このような状況下、全長14mの燃料運搬トレーラーが33台も通ることは許されません。

事業者は、「走行時間を①9時～11時、②11時～13時、③13時～15時の3つの時間帯に区切り、それぞれ11台ずつ連なって走行する」と発表しました。

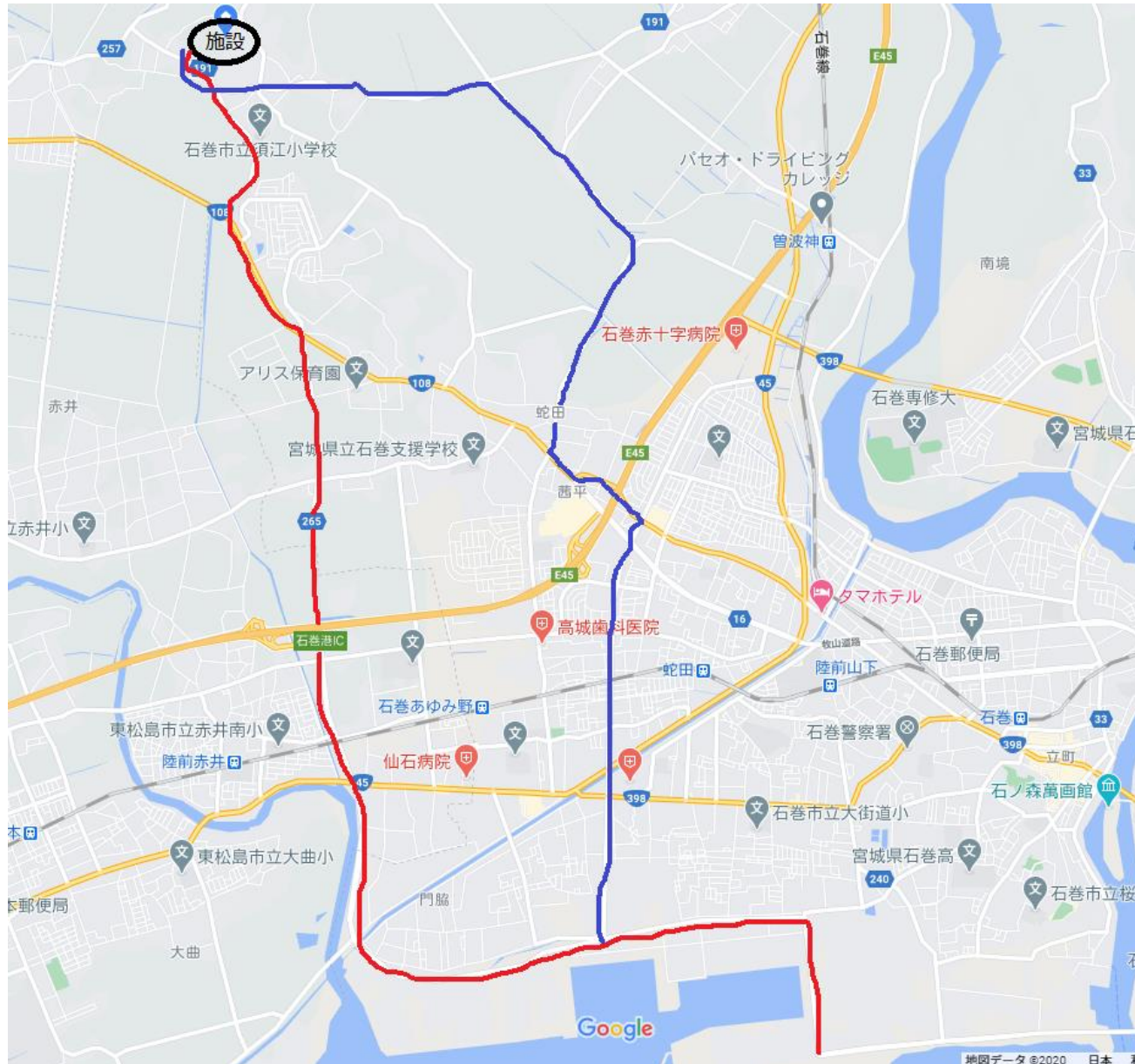
$14\text{m} + \text{車間距離} 25\text{m}$ (40km/hの場合は $40 - 15 = 25\text{m}$) $\times 11\text{台} = 429\text{m}$

つまり、それぞれの時間帯に**直線距離約500mをトレーラーが占拠することになります。**

そのほかの工事車両、復興車両も通る中、考えられない事態です。

そもそも、石巻港～施設まで右左折が何度もある中、“連なって”走ることは無理です。事業者側の説明にもその場しのぎの感がぬぐえません。

石巻港からの燃料運搬ルートは、蛇田地区を縦断します。 市街地を全長14mの21 t コンテナトレーラーが毎日33台通過します。



赤：往路（燃料積載）

石巻港～45号線～265号線～河南中央公園前を通り、しらすぎ台入り口交差点を左折～108号線を須江小学校方面に右折～須江小学校前を通り～191号線三叉路を左折して施設入り口へ

※須江地区の細い道路を通ります。

青：復路

191号線三叉路を直進～191号線の信号なし歩道なし四方向全面一時停止の交差点を直進～右折して広域農道～108号線で蛇田～マクドナルド・ユニクロの交差点を右折～二番谷地中天東道下線（ホテルルートイン、100均セリア、お好み焼き道とん堀前の道路）を直進～中浦橋～阿部勝自動車前通過～石巻港

※須江地区の細い道路を通り、広域農道から蛇田地区へ抜けます。

内陸地に火力発電所を建設することは、港からの燃料運搬トレーラーのルート確保が非常に難しいという問題があります。また、発電量が日本一の施設のため、施設自体も巨大であり、一日に運搬する燃料量も国内最大量となります。

住民の生活道路、狭い通学路、市街地を通ることは重大な事故が起こる可能性が極めて高いです。

建設地そのものの見直しが絶対に必要です。

須江地区通学路の現状
(運搬トレーラーの予定ルート)



実は本線は矢印の方向です。
直線は元町道で、道幅が狭いので側溝に蓋をして道路の様にした道路です。歩道と区別する白線がありますが、歩道が側溝の蓋の上です。
まともな道路ではありませんが、現在も工事車両、ダンプが非常に多く通ります。ここを21tトレーラーが通ることは許されません。もちろん通学路です。

須江地区通学路
(運搬トレーラーの予定ルート) の現状



往路復路共通ルート

見通しが悪い農道が多い



復路ルート

歩道がない通学路が多い



小学生・中学生の通学路が運搬ルートになっています。
21t コンテナトレーラーが33台も通れるような道路
ではありません。
すでに工事車両が多数通っているから大丈夫という考
えは住民は許しません。

須江地区通学路の現状

往路復路共通ルート

往路復路共通ルート



往路復路共通ルート



特にこの変則的な三叉路は信号も歩道もなく、見通しも悪い上に通学路であり、工事車両がひっきりなしに通ります。数週間前には、中学生と車の接触事故もありました。この三叉路も燃料トレーラーの運搬ルートに入っています。**四方向から車が通ります。**

須江地区通学路の現状

往路復路共通ルート



この道路に5分も立っていればわかりますが、工事車両、復興車両の往来がすさまじいです。

道路幅も狭く、今も**ダンプと普通車がすれ違えない**状況です。
すでにほとんどのダンプが**センターラインをはみ出して**走行しています。

往路復路共通ルート



往路ルート

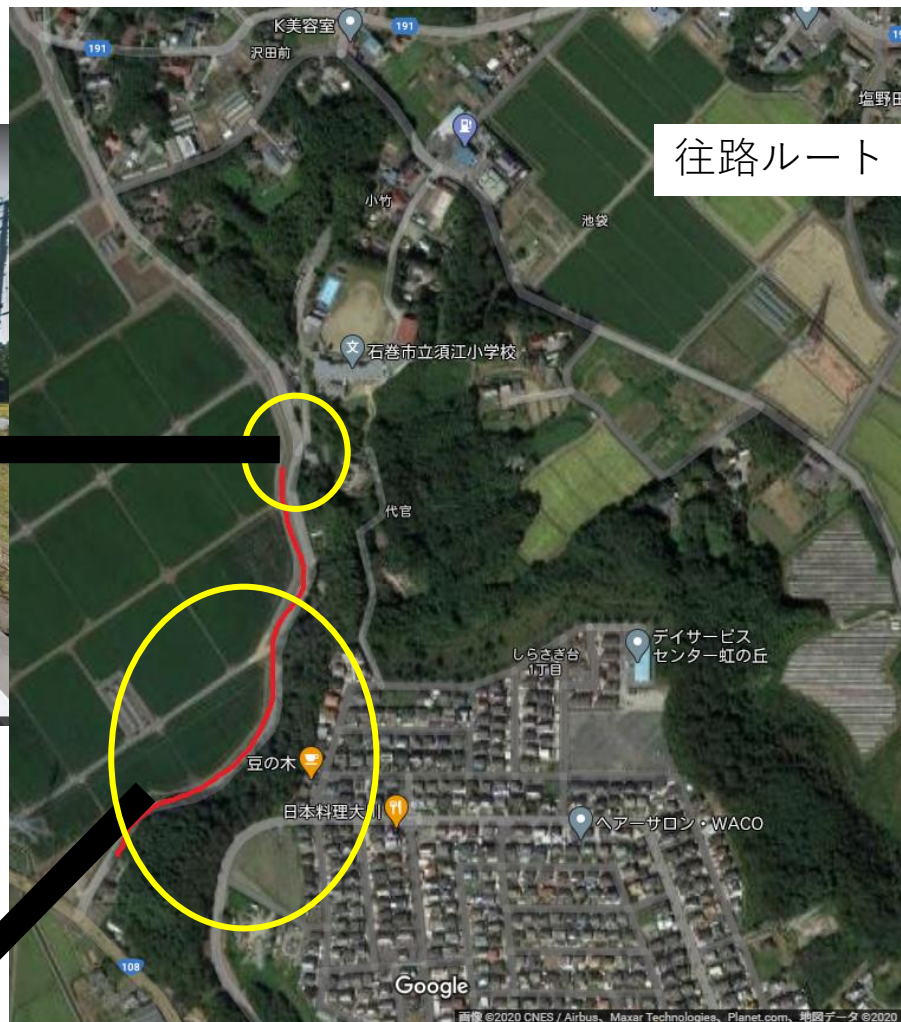


建設予定地が小中学校の真ん中に位置していることから、**建設予定地周辺道路は、ほぼすべて通学路指定**になっています。
農道も多く、歩道もない現状です。復興関連車両、その他工事車両がバンバン通る状況で、さらに燃料の運搬トレーラーが一日33台も往復するというのは、到底許すことはできません。

往路ルート



往路ルート



須江小学校前の108号への道路は、田んぼ反対側の森林の影になっており、見通しが悪い上に**毎冬に必ずスリップ事故が起こる場所**です。冬は凍結しやすく、森林の影になり溶けにくく、晴れていても夕方まで凍っている道路です。

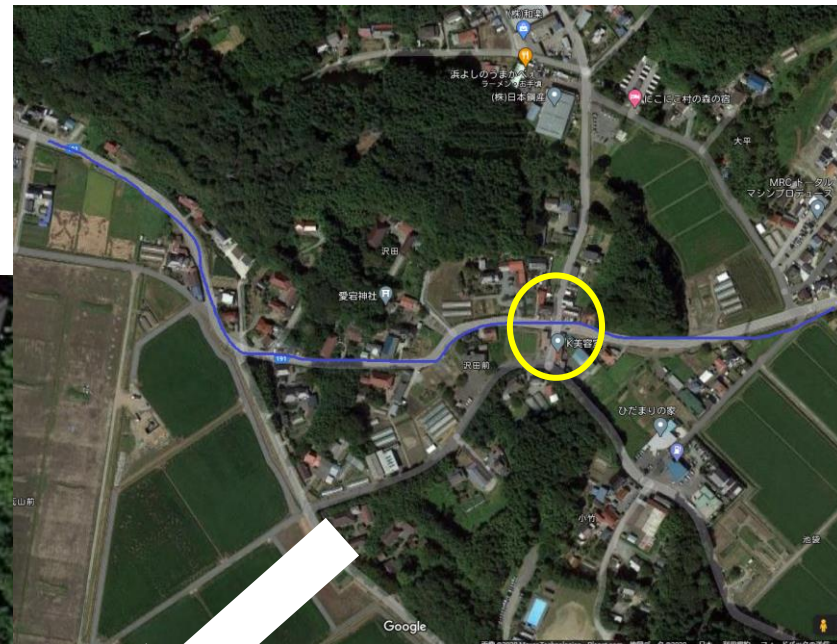
道路幅

①②6.6m (片側3.3m) ③4.7m ④5.2m

※燃料運搬トレーラー想定車幅2.5m 全長14m (普通車3台分)

交差点は全面一時停止道路であり、横断歩道のない通学路です。

4つ角に民家が面しており、通常でも接触事故が多く、非常に危険です。



復路の重大事故懸念場所

5分立っていればわかりますが、どの方向からもダンプ、トレーラーが通ります。
とうぜん、直進だけではなく右左折もします。
信号もない、歩道もない、横断歩道もない、4方向一時停止有りの小中学生の通学路
です。すべての車が通り終わるまでは、怖くて渡らせることができません。
ここを、全長14mもある21tトレーラーが33台通るなど、考えるだけで恐ろしいです。

この茶色のお宅のリビングに車が突っ込んできたことがあります。



問題点5

液体火力発電所ですが、燃料が定まっています。

去る10月31日の遊楽館での事業者説明会にて、事業者側から提示された燃料は「G-bio Fuel.P」という燃料でした。しかし、加えて続けられた言葉は「この燃料が確保できない場合には、そのほかの植物油がいろいろありますのでそれを使います」ということでした。植物油を燃やすなら何でもいいたろうという事業者の怠慢がうかがえます。燃料の安定供給も定まっていない状況で、日本一の発電量を掲げる事業として、**あまりにもずさんな事業計画**と言うしかありません。

現在、事業者が燃料として使おうとしているG-bio Fuel.Pという豆からとれる燃料はFITという固定買取制度の対象になっていません。制度対象になれば発電した電気を高く買い取ってもらえますので、その場合は違う燃料を使ってくると考えています。

事業者は「パーム油は使いません」と言いました。新燃料もFIT対象になっていません。現時点で燃料も決まっておらず、そのため住民はどんな臭いがするのか想像すらできません。事業者は「無臭」という二文字で終わらせますが、稼働してからしかそれを確かめる術がないなんて、そんな巨大事業・巨大施設を小中学校、保育所、住宅地のど真ん中に建設するなど、到底理解ができません。国がそれを認めることも、理解の範疇を超えています。

なんでもありならば、ガイドラインも環境基準も必要ないではありませんか。形だけのものならば、住民の合意もなく、不安も無視して、子どもの健康や安全の犠牲の上に巨大事業を好き放題やればいいのです。

何のためのガイドラインですか？

何のための住民の権利ですか？

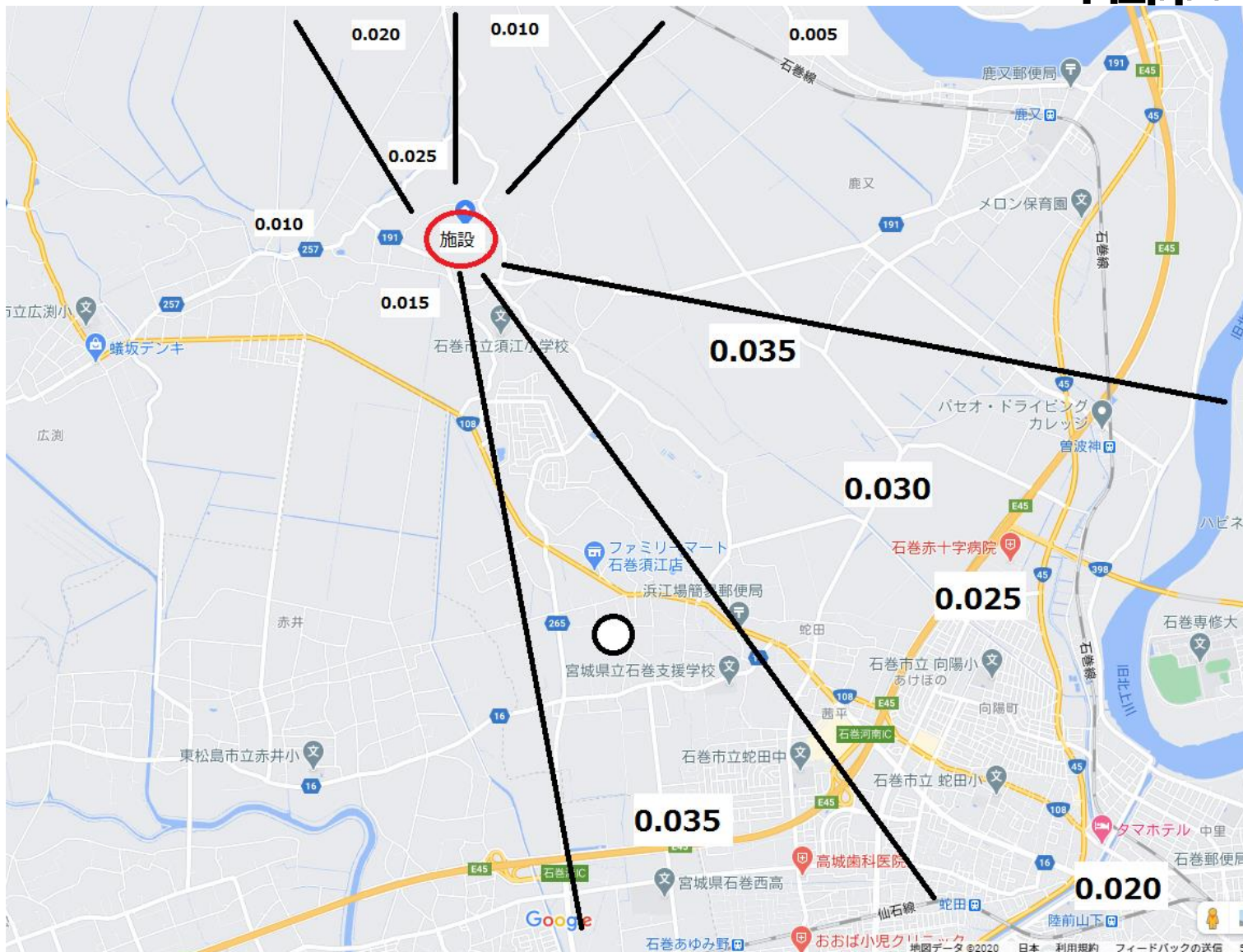
私たちは再生可能エネルギー事業自体を否定しているわけではありません。

小中学校、保育所のすぐそば、狭い道路、隣接した住宅地、土砂災害区域、そのような場所で稼働しないでほしいと訴えています。

事業者が、住民説明をしっかりとしないこと、影響が出る範囲すべてに周知をしないことに不信感しかありません。そのような事業者が行うことですから、稼働後の住民の要望に応えるとは到底思えません。

問題点6

二酸化硫黄の施設による寄与濃度は、須江地区より蛇田地区に広がる 単位ppb



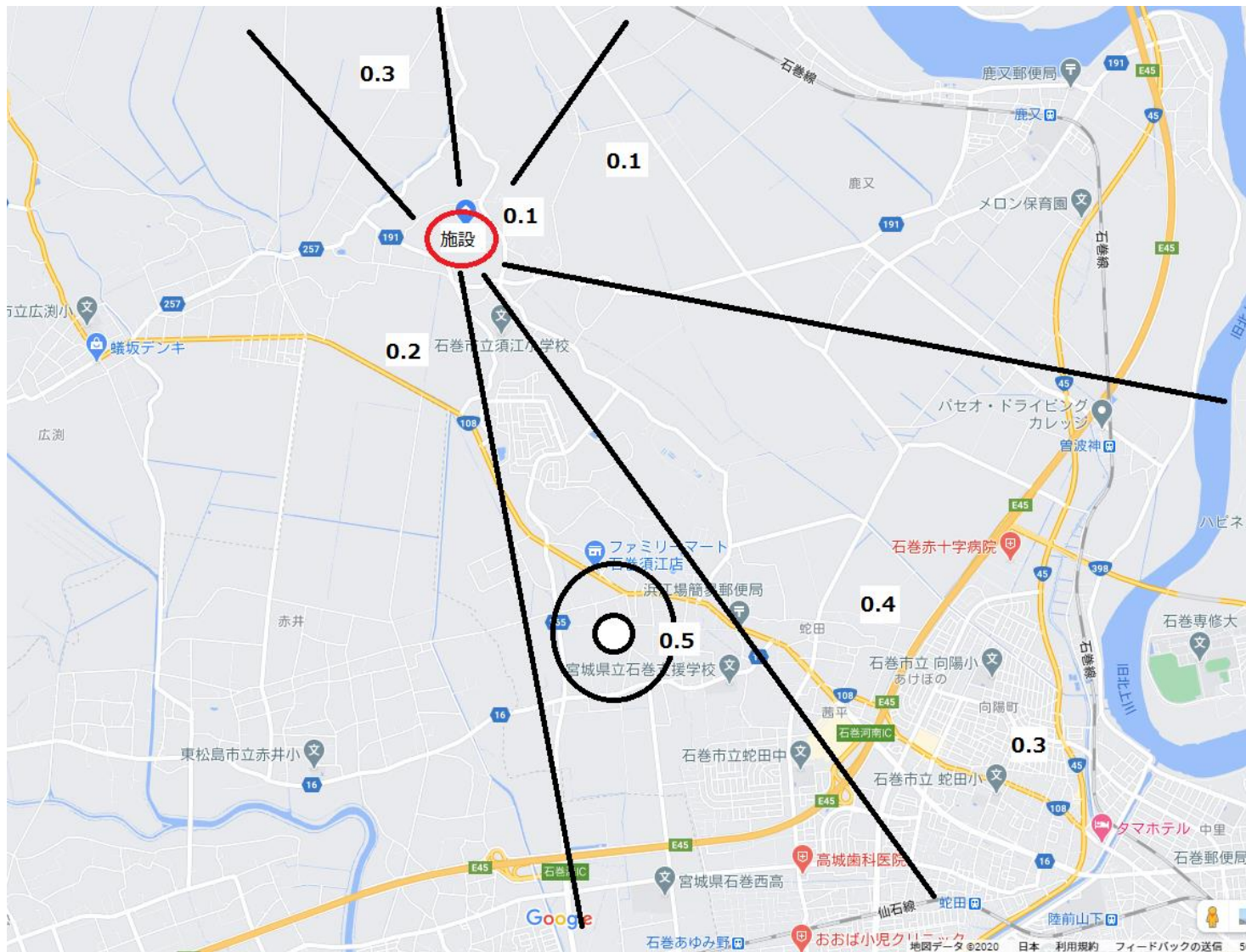
硫黄酸化物の中に含まれている二酸化硫黄 (SO₂) の寄与濃度は、施設から離れた蛇田地区において最も高く、0.035となっています。

なお、○は最大着地濃度地点となっており、支援学校の近くです。

※図は事業者提示資料のまま、ずらさずに作成しています。

問題点7

ばいじん（浮遊粒子状物質SPM）の寄与濃度予測が、広範囲にわたり環境基準値を大きく上回る $\mu\text{g}/\text{m}^3$



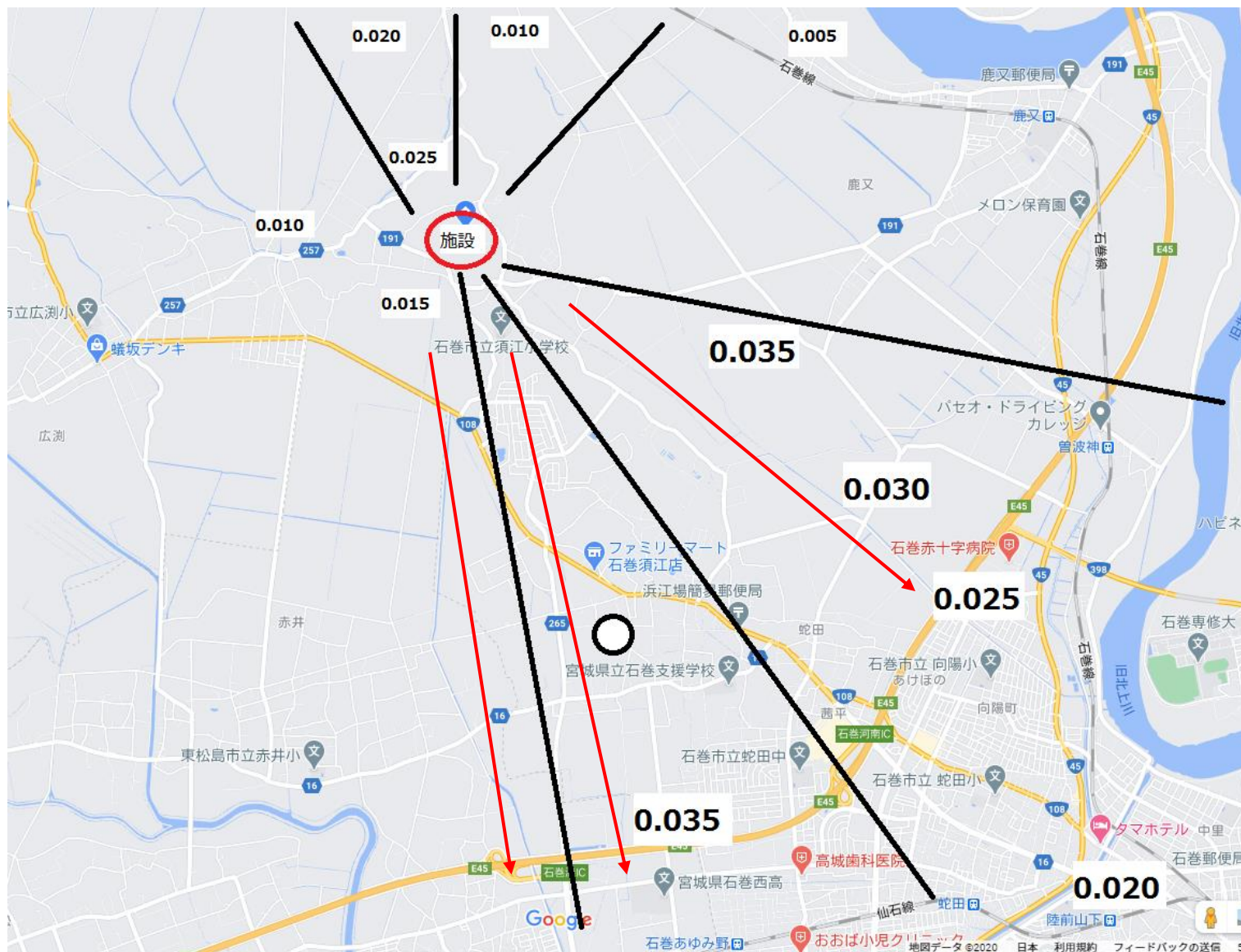
浮遊粒子状物質（SPM）の施設による寄与濃度は、最大0.5です。なお、○は最大着地濃度地点となっており、支援学校の近くです。

SPMだけでなく、窒素酸化物などは、呼吸器疾患を引き起こすと言われています。支援学校では、持病で呼吸器疾患を患っている生徒が多く、重大な病状悪化などにつながるおそれがあります。

内陸地に建設することで、風向きによる大きな影響が市街地全土を覆うことになり、学校はもとより、石巻市民の健康被害を引き起こす懸念があります。

※図は事業者提示資料のまま、ずらさずに作成しています。

しらさぎ台、須江小学校が排気ガスの影響を強く受けることが示されている



あくまでも事業者側の予測です。

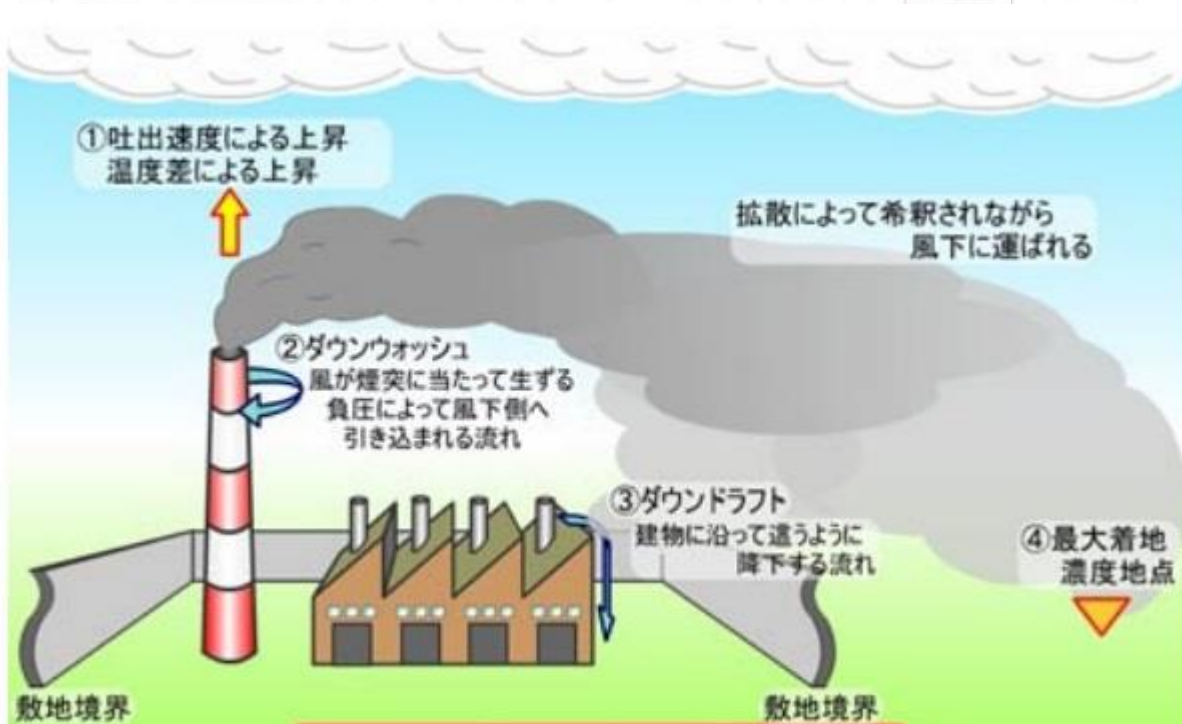
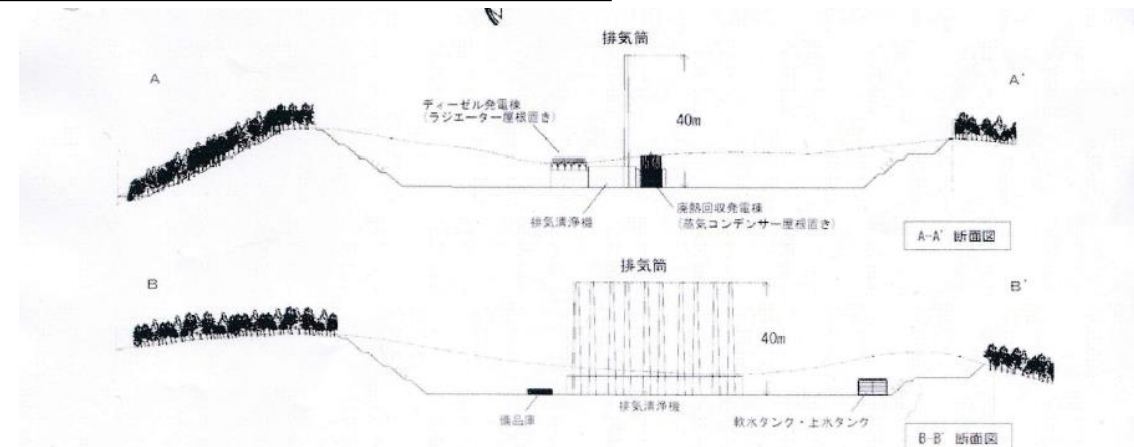
風向きによっていくらかでも影響値は変わってきます。

宮城県内で石巻市がもっとも数値が高いとされているPM2.5については、事業者側より資料が提示されていません。

※図は事業者提示資料のまま、ずらさずに作成しています。

ダウンウォッシュ・ダウンドラフトについて

風が強くなり、排出ガスの吐出速度が小さい場合、排出口風下側に形成される流れの乱れた領域に巻き込まれ、煙突や建物の周囲に渦が発生し、この渦に煙が巻き込まれると、煙は休息に降下して、地表でも著しい高濃度汚染が生じることがある。



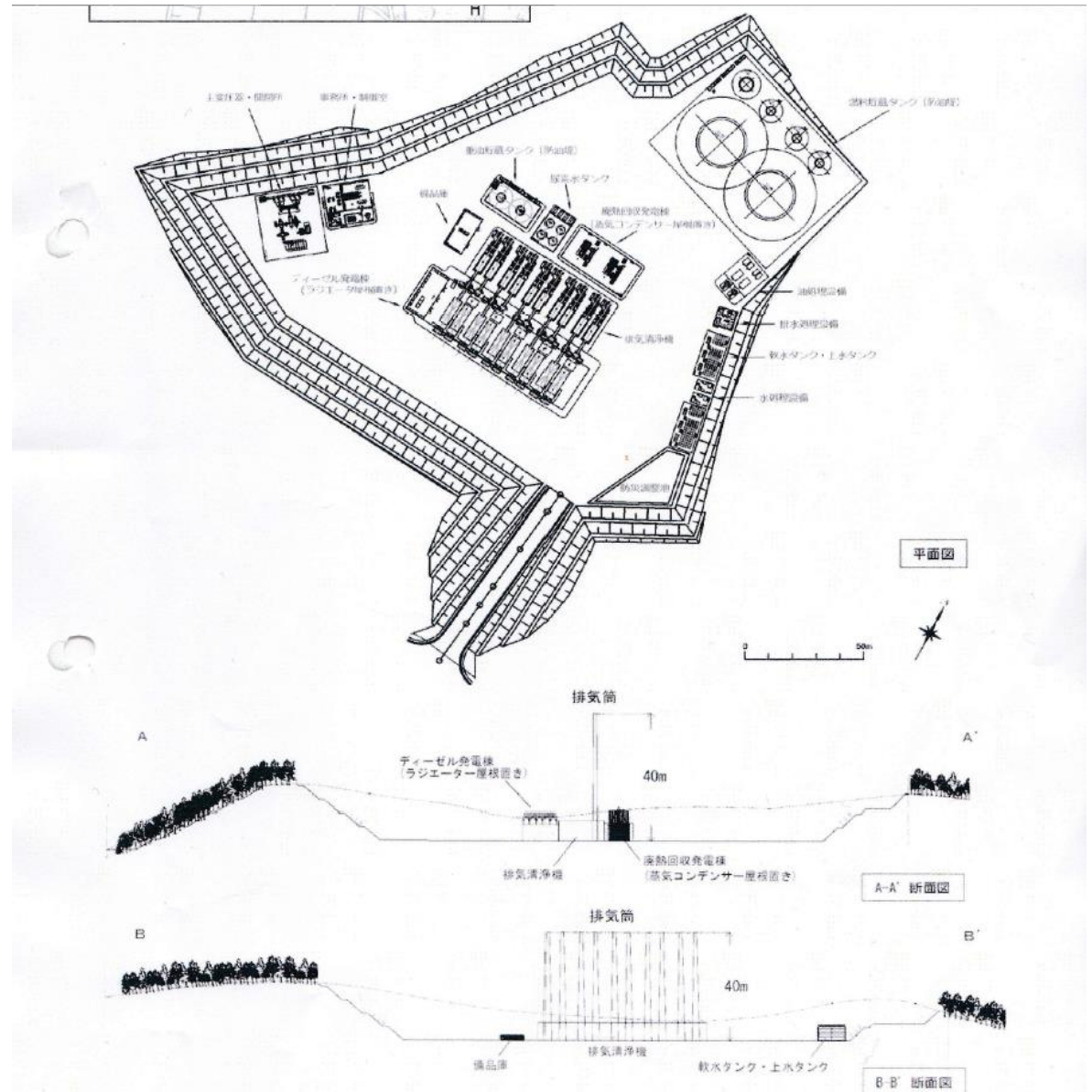
須江地区の瓦山という地域は、その地形から、広がった田んぼ側から吹く風が非常に強いので、気象庁の計測にはあがらない風速が出ていると思います。
山の上に立つ施設に風速はどう影響するのか？
施設ふもとの住宅に、予測値の見えない重大な影響が隠れている。

施設図

周りを森林で囲むことで、さまざまな汚染の「低減を図る」と事業者の説明ではあるが、森林に囲まれているがゆえに、ダウンドラフトが ocorrência やすくなり、ふもとと住宅地への影響が懸念される。

また、側面図からわかるように、広く掘削をし、くぼんだ部分に工場を建設するため、煙突の高さの40mが20m程度になってしまうことも、ダウンドラフトを起こりやすくしているのではないか。

また、**煙突高さ40mは、しらさぎ台の地上高さと同じ程度**であるため、無風でも流れる排気ガスがしらさぎ台全体を襲う懸念はぬぐいきれない。



問題点8

土砂災害警戒区域等指定箇所 急傾斜地の崩壊区域の
すぐ裏での大規模工事、施設稼働における**生命の危機**

2020.11.24時点で
該当区域住民への説明は一切
なし

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

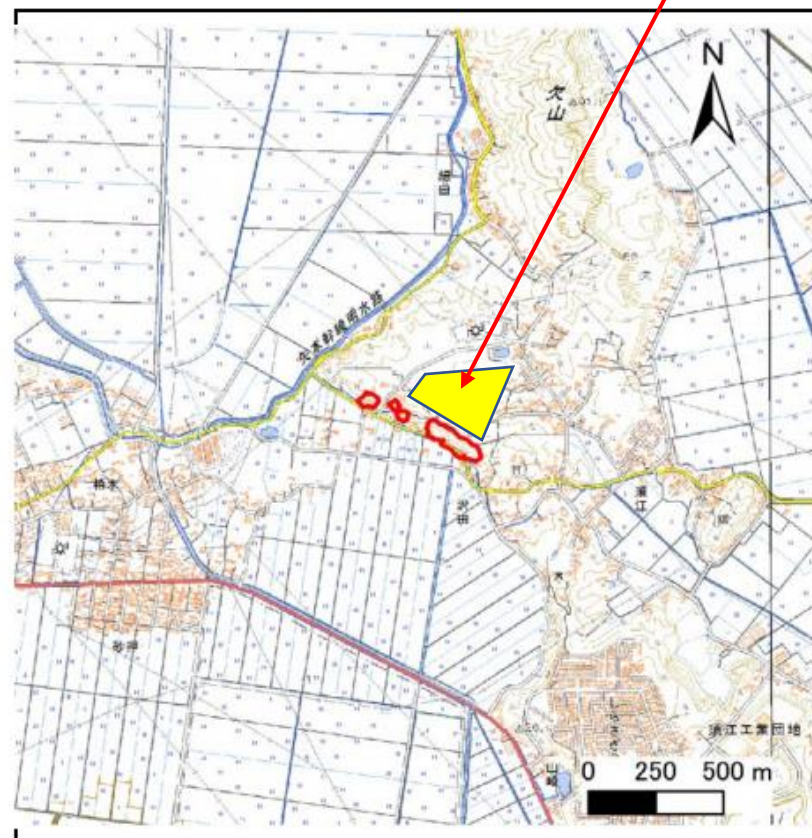
対象事業実施区域

| | |
|---------|----------------------|
| 自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 |
| 箇所番号 | I-自-0843(1311000843) |
| 箇所名 | 瓦山の2 |
| 所在地 | 石巻市須江字瓦山、瓦山前、瓦山下、沢田 |
| 調査機関 | 宮城県東部土木事務所 |

| | |
|-------|------------|
| 告示番号 | 宮城県告示第610号 |
| 告示年月日 | 令和2年7月17日 |



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第981号)

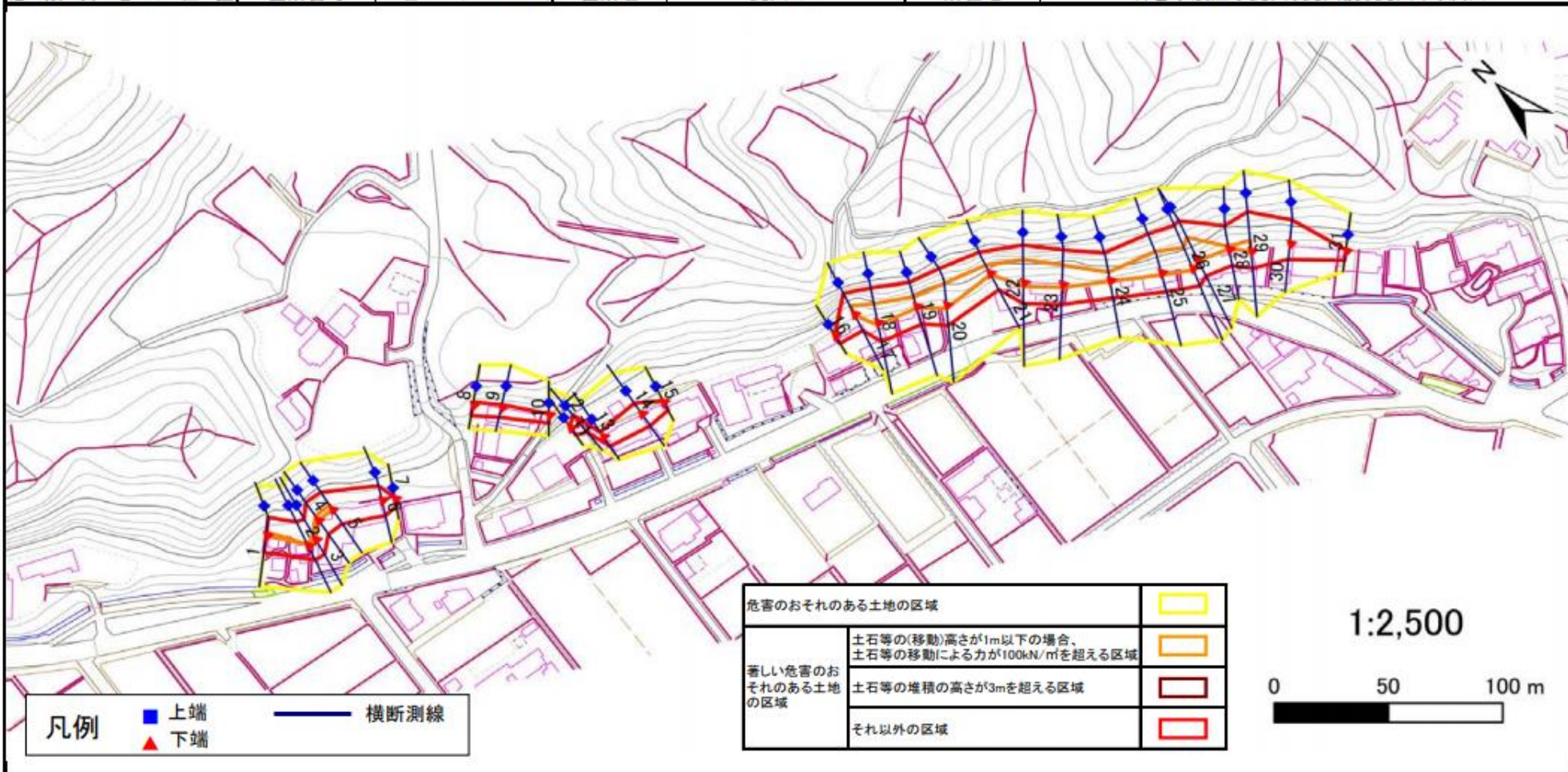
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

| | |
|-------|------------|
| 告示番号 | 宮城県告示第610号 |
| 告示年月日 | 令和2年7月17日 |

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

| | |
|------|--------|
| 調査年度 | 平成30年度 |
|------|--------|

| | | | | | | |
|---------|------|----------------------|-----|------|-----|---------------------|
| 急傾斜地の位置 | 箇所番号 | I-自-0843(1311000843) | 箇所名 | 瓦山の2 | 所在地 | 石巻市須江字瓦山、瓦山前、瓦山下、沢田 |
|---------|------|----------------------|-----|------|-----|---------------------|



石巻市, 宮城県

Google

ストリートビュー



黄色の枠線部分が土砂災害危険（急傾斜）区域



Google



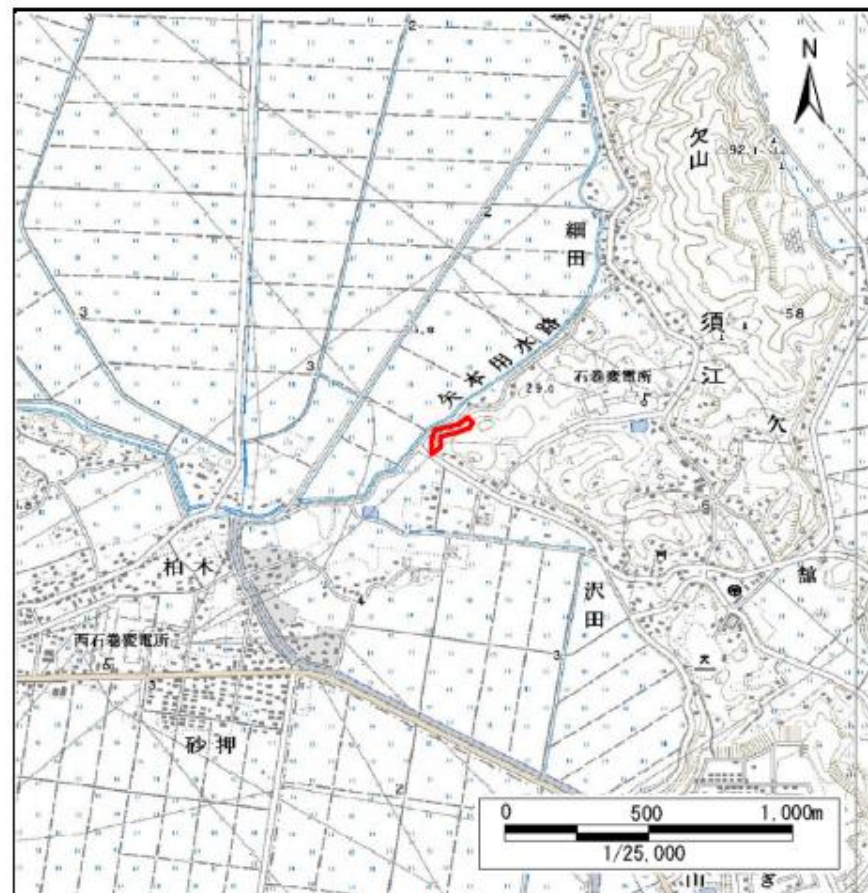
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

| | |
|-------|------------|
| 告示番号 | 宮城県告示第738号 |
| 告示年月日 | 平成27年7月24日 |

| | |
|---------|----------|
| 自然現象の種類 | 急傾斜地の崩壊 |
| 箇所番号 | I-自-0842 |
| 箇所名 | 瓦山の1 |
| 所在地 | 石巻市須江字瓦山 |
| 調査機関 | 東部土木事務所 |



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情複、第343号)

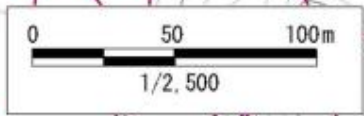
宮城県

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

| | |
|-------|------------|
| 告示番号 | 宮城県告示第728号 |
| 告示年月日 | 平成27年7月24日 |

| | |
|------|--------|
| 調査年度 | 平成23年度 |
|------|--------|

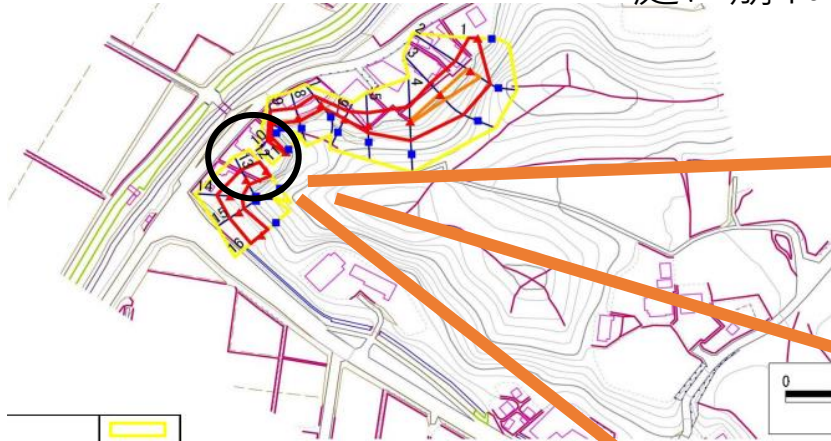
| | | | | | | |
|---------|------|----------|-----|------|-----|----------|
| 急傾斜地の位置 | 箇所番号 | I-自-0842 | 箇所名 | 瓦山の1 | 所在地 | 石巻市須江字瓦山 |
|---------|------|----------|-----|------|-----|----------|



| | | |
|-------------------------------|--|--|
| 危険のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域) | | |
| 著しい危険のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域) | 土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 | |
| | 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 | |
| それ以外の区域 | | |

| | | |
|----|----|------|
| 凡例 | 上端 | 横断測線 |
| | 下端 | |

すでに土砂が民家の納屋、
庭に崩れてきています



| | | |
|----|--------------|--------|
| 合 | を越える区域 | 区域 |
| 黄色 | 赤 | 青 |
| 凡例 | ■ 上端 ▲ 下端 | — 横断測線 |



建設前からすでに一
部がこのような状況
になっています。
台風、大雨でいつこ
うなってもおかしく
ない区域が並んでお
り、近隣住民は何も
建設されていなく
ても不安を抱えてい
ます。



問題点9

近隣住民の生活に密着する影響について、一切の説明なし。

G - B i o 石巻須江発電事業
環境影響評価方法書に係る答申（案）より抜粋

(2) 騒音・低周波音

- イ 建設機械の稼働による騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、等価騒音レベルも算出し、予測及び評価すること。
- ロ 建設機械の稼働による騒音及び工事用車両の走行による騒音については、現地の状況により、累積的な影響がある場合には、その予測及び評価を行うこと。
- ハ 対象事業実施区域には住居が近接しているため、適切な消音機器の使用により騒音の低減を行うこと。また、住民説明会においては、施設供用時の騒音、振動が体感できるような手法を検討すること。

イ 5%時間率騒音レベルの説明も、等価騒音レベルの説明もなく、「55デシベル、静かな図書館と同じです」と言われただけでした。

ロ 施設入り口の両脇に民家があり、明らかに建設機械稼働による騒音及び工事用車両の走行による騒音について影響があると考えられるのに、説明なし。

ハ 10月31日の住民説明会で、騒音、振動が体感できる手法の提案なし

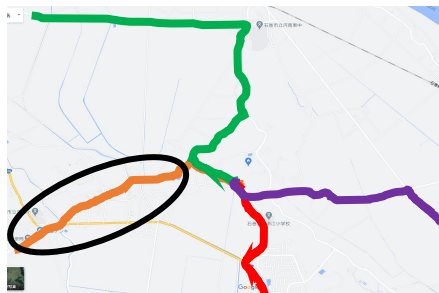
問題点10

工事期間の工事車両走行ルートにおける重大事故発生の懸念。



橙色の工事車両走行ルートは全面危険道路です

朝7時半ですが、工事車両が
どんどん通ります。



広渕地区通学路の現状



一步間違えると重大事故を
招く道路です。



この道路は広渕小学校、河南西中学校の生徒の通学路になっています。現在でも、工事車両や復興関連車両が多く通る道路で、**生徒たちはヘルメットをかぶって登下校をしています。**そんな中、さらに工事車両が通ることになることは、**重大な交通事故を招く危険性が非常に高い**と簡単に予測できます。住民感情及び保護者目線としても決して見過ごせない重要な部分です。



国道108号

石巻市, 宮城県

Google

ストリートビュー

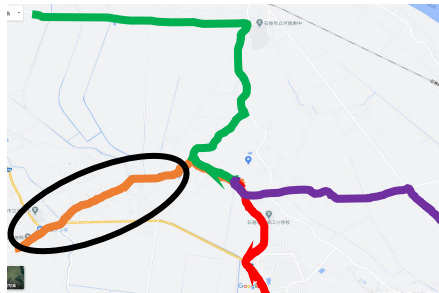
道路幅が非常に狭い

道幅が狭いにも関わらず広渕地区は工事用車両が非常に多いです。

Google



ロイヤル病院左折後、
須江地区へ向かう一本
道路です。
現在でもダンプや工事
車両が非常に多いです。



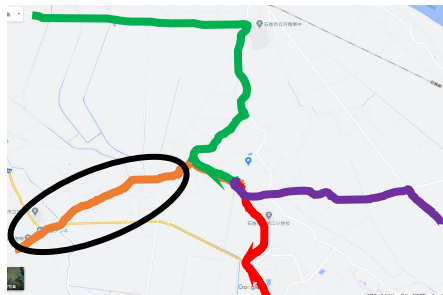


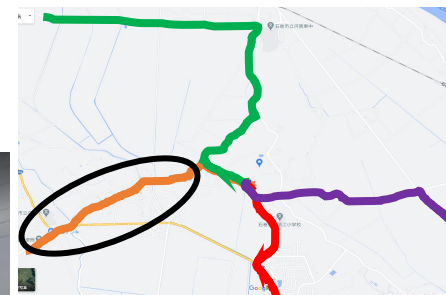
今でもすでにダンプがたくさん通ります
多くのダンプが休憩しています

道路幅を考えると、
なぜこんなに大きな
トラックが通るのか
理解できない状況です。



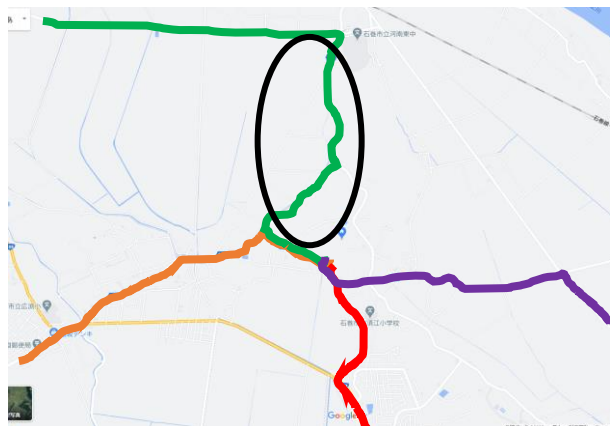
上の写真の100m先の風景です





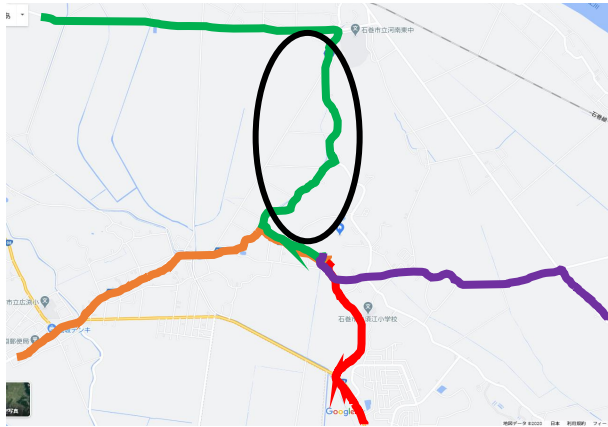
工事車両と普通車がすれ違えない道路です。
工事車両同士の場合は、200m以上先で対向工事車両が止まって待っています。
そんな現状の中、さらに工事用車両が多数通ることは、生活環境に影響します。

緑色の工事車両走行ルートは狭すぎて通れない道路です



白線から外側は私道持ち分道路です。
はみ出して走行することができない道路ですが
みんなはみ出します。工事車両大型ダンプが通ること
で、私道持ち分道路が傷み修繕が必要になった場合
には損害賠償訴訟になりかねません。

事業者は、道路幅3.1mの道路を、残土搬出、大型設備の交通
ルートに設定しています。
一台でも通られたら、相互通行ができなくなります。
事業者が何も考えずにルート設定しているとしか思えず、住
民の環境に寄り添って考えているとは全く思えません。



黒丸で囲んだこのルートは、河南東中学校の通学路ですので、自転車が通ります。
大型トラックが常時走行することは、重大な人身事故を招きます。

問題点11

令和元年6月3日環境影響評価技術審査会における、事業者答弁が嘘ばかりです

『令和元年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録』より抜粋

回って、問題があって、どうしてくれるのって（住民の方が）言うてから動くという感じになってしまいますよ。

【参考人】

①

この発電所をつくるにあたりまして、方法書をつくる前に住民の方と色々相談して、住民の代表の方を含めて、③発電所をつくる会というのをつくっていただきました。それで色々な説明をし、④地元の方々の御理解を得て、交通安全についてももしっかり煮詰まった段階でちゃんと説明するし、今考えていることはこのように進めておりますということを御理解いただいて今に至っております。そのような状況でございます。

【山本会長】

話の内容を聞くと、事業者が言う「住民の方」というのは地権者＝土地を売った住民 のことです。

①地権者のことです。そのほかの住民には一切事業のことは知らされていません。

③土地を売った地権者のみの会です。

②誰ですか？「自称住民の代表」でしょうか？須江地区の住民の代表という肩書きを持っている人は存在しておりません。あいまいな表現で、あたかも「須江地区のすべての住民の意見を集約して持っている代表の人間」がいるような表現方法ですが、そのような人間は存在しません。

④事業者は地権者だけと話をしています。住民説明会の告知をろくにせず、この段階で住民は建設されることすら知りませんでした。

う話は出ていないということですか。

【参考人】

現在、道の幅が狭いところがあるのですが、そこは採石のダンプが頻繁に通っていること①も地元の方は御理解されておりまして、②特に私どもに対して「ああだ、こうだ」といったようなお話とか要望はございませんでした。

①住民は、採石場用のダンプが走行していることを知っていますが、それを「快く受け入れている」というわけではございません。“御理解”というワードを都合よく解釈させるような言い回しとして使っています。

②採石場のダンプに対して、関係のないG-Bioにあーだこーだ言うわけがありません。そもそも、令和元年6月の段階で、施設の建設を知っているのは、ごく一部の住民のみでした。この環境影響評価技術審査会は、第一回住民説明会（地権者以外の住民参加ほぼなし）の三ヶ月後に開催されています。この段階で全住民が施設概要を知るよしありません。

【参考人】

一応、こちらにも書かせていただきましたが私どもの方の構想というのが越権行為だったなど本当に反省しているのですが、関係部署の合意を得てこういうことが出来ることを理解した後に説明するということをしていなかったものですから、特に今回、住民の方に対しては農道に対して説明は一切説明していないと、今後についても聞かれたとしても、これは国や市のところで工事するものであって、その道路に対しては私どもの車もしやるのであれば通るかも知れないし、一般の車も通るのではないのでしょうかと、まだそこ①のところは5年後の話なので何とも言えないですと。基本的には従来の道を使いながら、安全に配慮しながらものを進めていきたいという話をしていきたいなと思います。

①5年後の話の事業計画をたてようとしている段階で、「何とも言えない」ことを計画に入れることがずさんそのもの、場当たり感がぬぐえません。10月31日の説明会でも「一部道路を拡張する話も・・・」と、あいまいなことを発言。たればの事業計画は一切信じられません。

【参考人】

①
今後県や市と御相談する中では、彼らのより良い案を出していただけるかもしれないですし、その中には農道を整備して利用しようという案も出てくるかもしれません。その時には先方の意向を汲んで私ども事業者がどこまで何を出来るのかという相談はさせていただこうかなと考えております。

①「かもしれない」「かもしれない」を連発する計画案に一切賛成できません。事業者としての質を疑います。

【参考人】

前回の説明資料の中では、専用道路化というふうなコメントを書かせていただきました。これは正に撤回のポイント、焦点になります。それは私ども事業者が事業対象区域にするんだという思いでもって申し上げたのではなくて、実際には県や市と相談しながらそういうものが出来たら良いねというようなものを私どものジャストアイデアで書か

②
せていただきましたので、それについては予算の貼り付けとかは一切考えてはおりませんでした。ですから今後実際に先程も何度もお話申し上げておりますが県や市と御相談するに当たって、向こうからもより良い案が出てくるかもしれません。それに対しては私どももできる限りの御協力をさせていただきたいと考えている次第です。実際にどういふふうにするんだ、その予算はどうするのかといったことは今後の協議になろうかなと考えます。

②予算を使わない事業計画、市に依存した、須江地区だけではなく石巻市の税金を使って自分たちの都合に合わせた道路案を市が提案するかもしれないと、お花畑の事業計画だと言わざるをえません。

③また「かもしれません」が出ました。あるかわからない課題に対して「今後の協議」と、計画案として議題にあげるにはふさわしくありません。

【参考人】

今の御質問でございますけれども②と⑥というのは正に発電事業を展開しようといった場所でございます。⑥の角田市梶賀というのは先行しております、もう工事は着工しております来年には運転開始になるということで進んでいる状態でございます。今回環境アセスメントでもって御審議いただいているのが②の石巻市須江互山という地区でございます。因みに③の須江欠というのは、互山の丁度東側に候補地があったのですが、① そちらは非常に道が狭くて小学校と保育所の通学路となっていて大型車が通れるような道では全くございません。ということで、そちらの方は結論に書いてありますけど安全性が全く担保できないので却下ということにさせていただきました。②の方は県道 191 号並びに市道と繋がっておりますので、そちらのほう② 採石場の大型ダンプが正に走っているところでございますので、そちらの方は（須江）欠に比べれば相対的にまだ見込みがあると考えている次第です。

環境影響評価技術審査会においては「欠地区は道路が狭い上に通学路だから断念した」と言っておりますが、10月31日の説明会では「欠地区の十分な土地が確保できなかった」と言っています。答弁のちぐはぐさ、回答を変えることへの不信感がつのります。

①須江瓦山も、小学校中学校保育所の通学路です。大型車が通れるような道では全くございません。須江欠と道路がつながっており、同様に狭い道路です。

②採石場の大型ダンプが通っているから自分たちのダンプを通しても良い、燃料運搬トレーラーが通っても良いとする思考が事業者としてあるまじきです。また、事業対象区域選定において「相対的にまだ見込みがある」という結論しか導きだせない状況は、住環境への影響を深く考えていない何よりもの証拠です。住民にとっては、すでにある採石場ダンプの影響の上に重ねて今回の事業の車両影響が出ることになるのです。

問題点12

通勤車両用道路と敷地境界線の問題

発電所の配置計画

Confidential information



全体図

※配置等は今後変更する可能性があります。

▽発電施設の周囲の山林をそのまま残し、隣接する住宅や近隣への環境負荷(騒音、景観など)を最小限に抑えます。

| | |
|--------|-------------------|
| 敷地面積 | 約81,000㎡(24,500坪) |
| 発電施設面積 | 約40,000㎡(12,000坪) |

A-A断面図



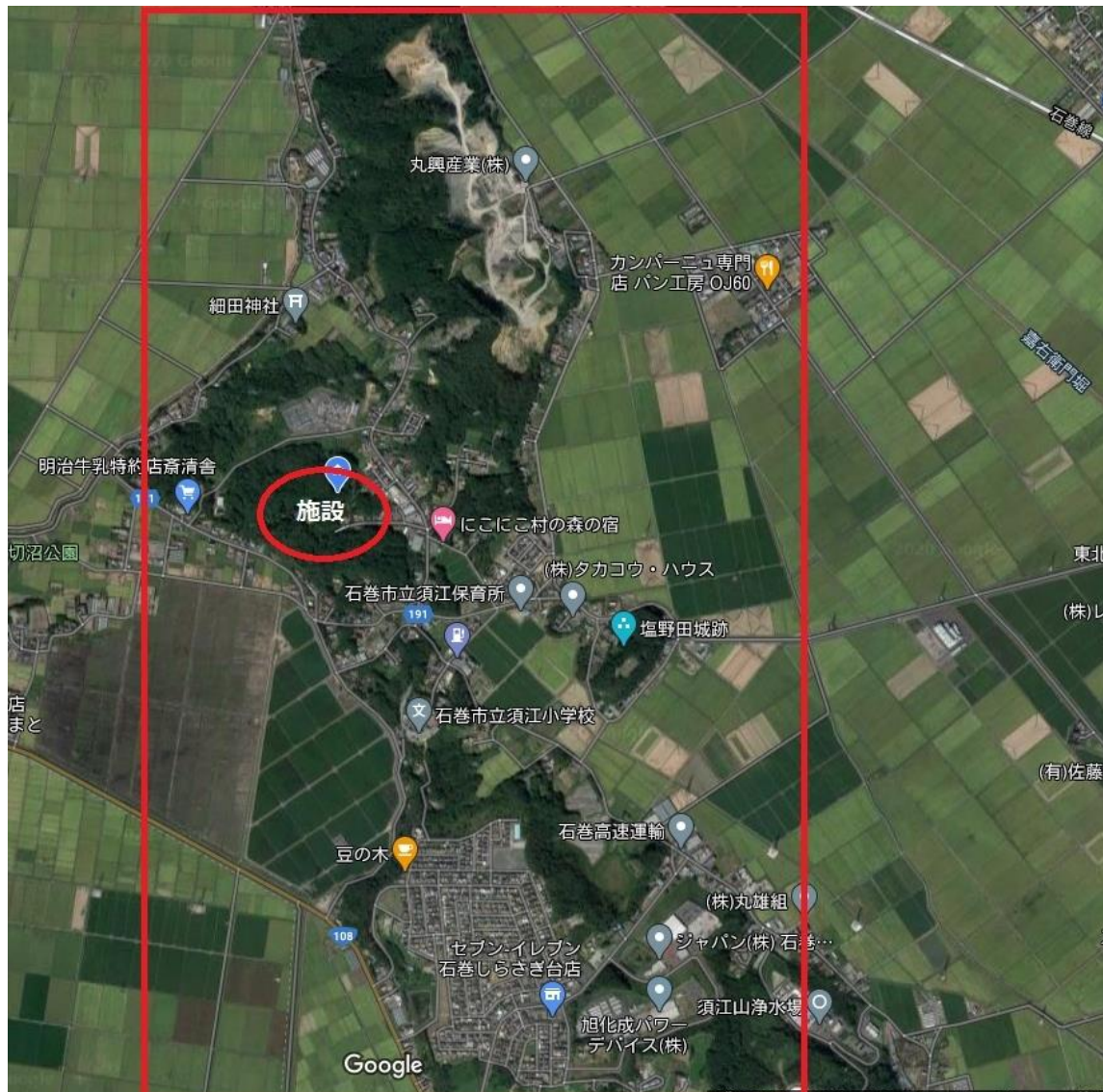
黒の斜め線が土砂災害区域(急傾斜)です。施設の敷地境界線となっているようですが、事業者からは明確にどこまで買い取ったのか明らかにされていません。

この図だと、民家のすぐ後ろ、まさに家の外壁から3m程度のところが敷地境界線のようにです。住民はたださえ台風や大雨の時は、避難が求められる場合もあるのに、さらに命の危険と隣り合わせの状況となります。

濃い緑の部分は事業者が「この緑があるので大気汚染が低減される」と言っています。森林がその役割を担うのであれば、周辺の農作物の変色や生育不良など大気汚染物質の影響が心配されます。

問題点13

事故発生時の避難計画が提示されていない。



保育所600m、小学校800m。中学校1.5kmという近さにある、液体火力発電所としては日本最大級の規模でありながら、万が一の事故の際の避難計画について、住民への説明がありません。

施設では重油も保管します。万が一爆発した場合、ふもとの住民、学生の命を守る想定をしていないことに、事業者としての資質を疑います。事故が起こらないことを前提に進める計画は、恐ろしいとしか言いようがありません。

結 論

**ガイドラインから逸脱した事業の進め方、
あいまいな事業計画、
住民への周知説明不足、
土砂災害区域への説明なし、
燃料運搬、工事車両のルート設定のずさんさ、
審査会での事業者都合の良い答弁、**

**これらのことから、住民は完全に反対の意を表しており、
反対署名は須江地区の9割の世帯にのぼります。**

**住民の合意を得ないまま、事業を進めることがないよう、
石巻市として、しっかりとしたご対応をお願い申し上げます。**